

学校法人支倉学園
ファッション文化専門学校 DOREME 学則

令和6年4月1日改正版

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に従い、青年男女の教養の向上につとめ、服飾技術、情報処理技術・理論に関する専門的技術・知識を教授し、実際生活に必要な能力を育成し、民主的国際人を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、ファッション文化専門学校 DOREME という。

(位 置)

第3条 本校は、仙台市青葉区支倉町1番33号に置く。

(設置課程)

第4条 本校に専門課程及び専門課程夜間部をおく。

第2章 課程及び学科・修業年限・総定員・入学卒業期・学期及び休日

(課程及び学科・修業年限・総定員)

第5条 本校の課程・学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学 科 名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	備考
家政 専門 課程	デ ザ イン 造 形 学 科	昼	2年	20名	40名	
	ス タ イ リ ス ト 学 科	昼	2年	5名	10名	
	フ ァ ッ シ ョ ン ビ ジ ネ ス 学 科	昼	2年	15名	30名	
	ア ー ツ & ク ラ フ ト 学 科	昼	2年	5名	10名	
	ク リ エ ー タ ー 学 科	昼	1年	5名	5名	
	服 飾 デ ザ イン 学 科	夜	2年	3名	6名	募集停止
計				53名	101名	

(学年・学期)

第6条 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2、専門課程及び専門課程夜間部の学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(入学期・卒業期)

第7条 本校、専門課程及び専門課程夜間部の入学期及び終業期は次のとおりとする。

入学期 (各科共)	4月10日 専門課程の願書受付は10月1日から3月31日まで
卒業期 (各科共)	翌年3月31日

(休日)

第8条 本校の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 毎週土曜日、但し公立学校に準ずる
- (3) 夏期休業 7月25日から8月25日まで
- (4) 冬期休業 12月25日から1月10日まで
- (5) 春期休業 3月20日から4月10日まで
- (6) 校長が特に必要と認めた日

第3章 教育課程・授業単位及び教員組織

(教育課程・授業単位数)

第9条 本校の教育課程及び授業単位は別表1のとおりとする。

尚、必要に応じて追加授業を行うことがある。

- 2、本校の授業時数の1単位時間は、50分を原則とする。ただし、教育上支障がない場合は、45分とする場合がある。尚、1年間の授業時数は800時間以上とする。

(始業・終業時間)

第10条 本校の始業及び終業時間は次のとおりとする。

専門課程 昼間学科は9時30分から16時10分までとする。

専門課程 夜間学科は18時から21時までとする。

(教員組織)

第11条 本校に教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 9名以上
- (3) 講師 9名以上
- (4) 事務職員 2名以上
- (5) 技能主事 1名以上
- (6) 学校医 1名

- 2、校長は校務をつかさどり所属職員を監督する。

第4章 入学・休学・退学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 専門課程及び専門課程夜間部は、高等学校卒業あるいは之と同等以上の学力を有すると認めたもの。
- (2) 各学科への編入学希望者については、書類選考もしくは面接試験を行い、各学科の生徒と同等あるいは同等以上の学力を有すると認めたものについては編入を許可する。
- (3) クリエーター学科は、本校の専門課程を卒業の者、またはこれと同等以上の学力があると認められるものについて入学を許可する。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は次のとおりとする。

生徒の入学時期は4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校の専門課程に入学しようとする者は、本校所定の入学願書に必要事項を記入し、高等学校卒業(又は卒業見込)証明書、成績証明書と別に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した専門課程入学志願の者に対しては、書類審査の上入学を許可する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から入学期まで別に定める入学金等を納入し、手続きをとらねばならない。
- (4) 入学願書に虚偽の記載が判明した場合は退学を命ずることがある。

(成績評価)

第15条 成績評価は、学期末に履修した各科目の考査の結果と、課題、平素の学習状況を総合的に考慮して決定する。尚、成績評価方法については別に定める。

(休学)

第16条 生徒が疾病・その他やむを得ない事由によって休学する場合は、診断書及びその事由を記し保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。

2、前項の者が復学しようとする場合は届け出て、復学することができる。

(退学)

第17条 次の事項に該当する者には退学を命ずることがある。

- (1) 品行不良で改悛の情がないと認める者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認める者
- (3) 正当な事由なく1ヶ月以上無断欠席した者
- (4) 正当な事由なく授業料を納入しない者
- (5) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(卒業)

第18条 本校に所定の修業年限以上在学し、学則に定める規程科目の時間数・単位数、入学金及び学費等の納入を怠っていない者には、単位認定会議の議を経て校長が卒業を認定し卒業証書を授与する。卒業の認定については、別に定める。

(称号の授与)

第19条 前条により、家政専門課程デザイン造形学科、スタイリスト学科、ファッションビジネス学科、アーツ&クラフト学科を修了した者には専門士(服飾家政専門課程)の称号を授与する。

(入学選考料・入学金及び授業料その他)

第20条 本校の入学選考料・入学金及び授業料その他

- (1) 本校の入学選考料・入学金及び授業料等は別表2のとおりとする。
- (2) 授業料は前期・後期分を入学・進級時に一括納入することを原則とする。

但し特別の事由のある者は分納を認める。
一旦納入した授業料・諸経費はいかなる事由あるも返還しない。
入学選考料は入学願書提出と同時に納入する。

(3) 選考により、奨励金として、一部の免除、減額することがある。

第5章 賞罰・その他

(賞 罰)

第21条 学術優秀・品行方正であつて他の模範となる者には校長賞、優等賞その他の賞状を授与し之を表彰する。

第22条 品行不良により本校の名誉を汚した者は、その軽重により謹慎・停学・退学を命ずることがある。

(寄宿舎・健康診断)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に細則で定める。

2、健康診断は毎年1回、所定機関において実施する。

附則

(附 則)

この学則実施に必要な細則は校長が定める。
この学則は昭和51年4月1日から実施する。

(附 則)

この学則は昭和56年4月1日から実施する。
ただし入学選考料、入学金及び諸経費の納入については、昭和55年11月1日から実施する。

(附 則)

この学則は昭和57年4月1日から実施する。
ただし入学選考料、入学金及び諸経費の納入については、昭和56年11月1日から実施する。

(附 則)

この学則は昭和58年4月1日から実施する。
ただし入学選考料、入学金及び諸経費の納入については、昭和57年11月1日から実施する。

(附 則)

この学則は昭和59年4月1日から実施する。
ただし入学選考料、入学金及び諸経費の納入については、昭和58年11月1日から実施する。

(附 則)

この学則は昭和60年4月1日から実施する。
ただし入学選考料、入学金及び諸経費の納入については、昭和59年11月1日から実施する。

(附 則)

この学則は昭和61年4月1日から実施する。
ただし入学選考料、入学金及び諸経費の納入については、昭和60年11月1日から実施する。

(附 則)

この学則は昭和62年4月1日から実施する。

ただし入学選考料、入学金及び諸経費の納入については、昭和 61 年 11 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

ただし入学選考料、入学金及び諸経費の納入については、昭和 62 年 11 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は昭和 64 年 4 月 1 日から実施する。

ただし入学選考料、入学金及び諸経費の納入については、昭和 63 年 11 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成元年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

但し、第 18 条については平成 7 年 3 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

但し、第 18 条については平成 19 年 3 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

但し、平成 28 年 3 月 31 日以前に入学した者については、この規定の改定に関わらず、なお従前の学則を適用する。

(附 則)

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

この学則は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

授業料・入学時納入金及び入学選考料

本校の授業料・入学納付金及び入学選考料の種類及び額は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼/夜	入学選考料	入学金	施設維持費	授業料	
家政専門課程	デザイン造形学科 (1年次)	昼	10,000	180,000	190,000	前期	250,000
						後期	250,000
	デザイン造形学科 (2年次)	昼			190,000	前期	265,000
						後期	265,000
	スタイリスト学科 (1年次)	昼	10,000	180,000	190,000	前期	250,000
						後期	250,000
	スタイリスト学科 (2年次)	昼			190,000	前期	265,000
						後期	265,000
	ファッションビジネス学科 (1年次)	昼	10,000	180,000	190,000	前期	250,000
						後期	250,000
	ファッションビジネス学科 (2年次)	昼			190,000	前期	265,000
						後期	265,000
アーツ&クラフト学科 (1年次)	昼	10,000	180,000	240,000	前期	250,000	
					後期	250,000	
アーツ&クラフト学科 (2年次)	昼			240,000	前期	265,000	
					後期	265,000	
クリエイター学科 (1年次)	昼			95,000	前期	265,000	
					後期	265,000	
服飾デザイン学科 (1年次)	夜	10,000	50,000		前期	85,000	
					後期	85,000	
服飾デザイン学科 (2年次)	夜				前期	85,000	
					後期	85,000	

1. 入学金、入学選考料は初年度のみ納入する。
2. 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
3. 正当な理由がなく所定の手続を行わずに授業料、入学金、施設維持費を納入しないときは、入学、進級を取り消すことがある。
4. 推薦入学、特待生、授業料貸付を希望した者は、本学所定の用紙に必要事項を記入の上、決められた期日までに申請し、本学の審査を受け合格した者は書面をもって通知する。

規定等については別に定めるものとする。